景観重要建造物/樹木指定までの流れ（※半年程度の期間を要します。）

①　景観重要建造物/樹木の指定候補となる物件の提案/推薦もしくは、市が探し出し選定します。提案/推薦もしくは選定する際は、「国宝や重要文化財になっていないもの」や「道路その他の公共の場所から容易に見ることができるもの」であるのか、また、景観重要建造物指定の方針に該当している可能性があるのかについて、現地確認を行います。なお、推薦の場合は、推薦者が所有者に推薦する旨の承諾を得ておきます。（提案書に承諾欄を設けます）

所有者・市民・景観ウォッチャー・関係団体からの提案/推薦

市が選定する

決定/告示

⑦　『景観計画に定められている景観重要建造物/樹木の指定の方針に該当しているか否か』、『周辺の景観づくりの牽引役/景観上地域の重要なシンボルを担うことが期待できるのか』などについて、景観まちづくり委員会にて評議していただき、意見等を出していただきます。場合によっては現地検証を行うこともあります。

景観まちづくり委員会から意見を聴取

確認

現地調査と資料作成

②　建造物/樹木の所有者に制度の説明（補助金/減税措置/建築基準法の緩和措置など）をします。

④　設計業者に指定に必要となる図面や調査項目（保存状態、特徴的な工法や意匠などの建築的価値）等の確認のための現地調査と資料作成を依頼します。

③　景観重要建造物の指定について、所有者の承諾（同意書の提出）が得られたら、設計業者等による資料作成を依頼する旨を説明します。

③　景観重要建造物/樹木の指定について、所有者の同意書を提出してもらい、設計業者等による資料作成（建築物の状態など）を依頼する旨を説明します。

設計会社等に業務委託の見積依頼（市が行う）

所有者からの承諾

所有者への制度説明

⑩　市のホームページや市報に掲載します。

⑨　所有者へ景観重要建造物/樹木の指定通知書をお渡しします。また、標識設置場所等について所有者と協議の上、市の負担で行います。また、条例上、管理基準等を説明します。

⑧　景観まちづくり委員会の評議・意見を踏まえて、景観重要建造物/樹木に指定するか否かを市長が決定し告示します。

指定の通知と標識の設置

⑥　委託業者が作成した資料について、所有者に齟齬等の確認をしてもらいます。

⑤　景観重要建造物/樹木の指定に際し必要となる図面等の資料作成のため、委託業者が建造物の調査を行います。

ホームページへの公表